

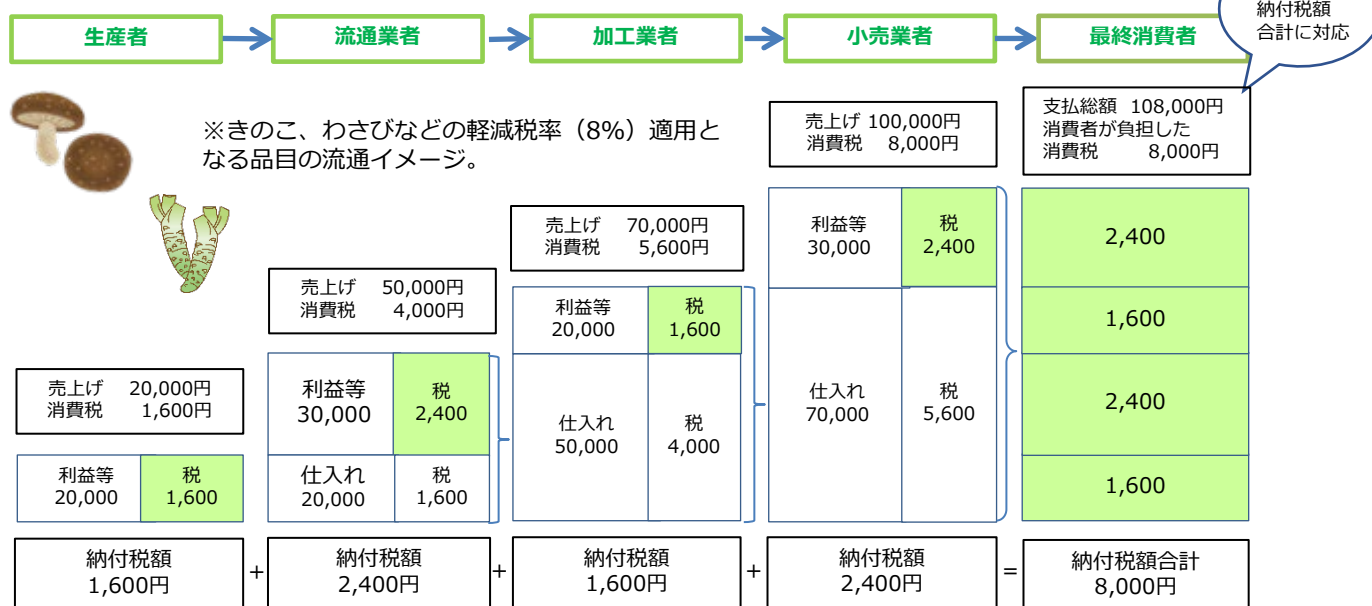
消費税のインボイス制度 (適格請求書等保存方式) について



○ 消費税とは

- 商品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。
- 消費税は消費者が負担しますが、納税は事業者が行います。
- 事業者は、売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を差し引いて計算した額を納税します。（仕入れに係る消費税額を差し引くことを「**仕入税額控除**」といいます）

消費税の仕組み（イメージ）



○ インボイス制度のポイント

- 令和5年10月1日から、事業者が**仕入税額控除**を行うためには、原則として、仕入先からインボイス（適格請求書）を発行してもらい、保存しておく必要があります。
- このインボイスは、税務署長の登録を受けたインボイス発行事業者（課税事業者）のみが発行できます。（免税事業者は、インボイス発行事業者の登録を受けられないためインボイスの発行ができません。）
- 登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。



納付する消費税額の計算方法

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります

$$\text{売上げに係る消費税額 (売上税額)} - \text{仕入れや経費に係る消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

仕入れに係る消費税額を差し引くこと
= **仕入税額控除**

仕入税額控除には
インボイスの保存が必要

インボイスがなければ仕入税額控除できない※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

インボイス（適格請求書）とは？

- 乾しいたけ等を購入した買手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝えるために、登録番号※、適用税率、消費税額等を記載した請求書です。
(※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です)
- 「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、請求書や領収書等に必要項目※を記載するイメージです。

※赤字が特に留意すべき事項 →

請求書			
●●(株)御中	登録番号	〇〇会社 (T1234.....)	
〇年〇月〇日	請求金額	115,400 円	
〇月〇日	丸太	110,000 円	
〇月〇日	乾しいたけ※	5,400 円	
	合計	115,400 円	
適用税率	10%対象	110,000 円	内税 10,000 円
	8%対象	5,400 円	内税 400 円
※は軽減税率対象		消費税額等	

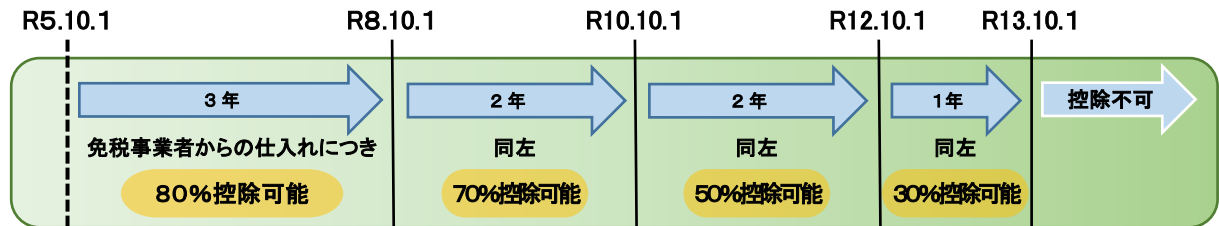
○ インボイス制度に関する主な経過措置

(1) インボイス発行事業者の登録に関する経過措置

免税事業者については、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合、登録希望日（登録申請書の提出日から15日以後の日で登録を希望する日）からインボイス発行事業者となることができる経過措置が設けられています。

(2) 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置

令和13年9月30日までは、免税事業者等からの仕入れであっても、一定の割合で仕入税額控除ができる経過措置が設けられています（下図）。



(3) 少額特例

基準期間における課税売上高が1億円以下である事業者は、令和11年9月30日までは、1万円未満の課税仕入れについて、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除ができる経過措置が設けられています。

(4) 2割（3割）特例

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者について、令和8年9月30日を含む課税期間までは、納税額を売上税額の2割に軽減する経過措置（2割特例）、個人事業者の令和9年分及び令和10年分申告については、納税額を売上税額の3割に軽減する経過措置（3割特例）が設けられています。売上税額から仕入税額を計算するため、インボイスの保存は不要です。

※簡易課税制度への円滑な移行措置として、2割特例・3割特例を適用した翌期の確定申告期限までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することで、その翌期から簡易課税制度の適用を受けることが可能です。

○ 協同組合特例及び卸売市場特例

- きのこ類など特用林産物の生産者が農協や森林組合等に委託販売する場合（組合員が、無条件委託方式かつ共同計算方式により販売委託するものに限る※1）は、インボイスの交付義務が免除され、購入事業者は農協等が発行する書類に基づいて仕入税額控除をすることができます。（協同組合特例）

① 無条件委託方式

出荷した農林水産物について、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに、その販売を委託すること

② 共同計算方式

一定の期間における農林水産物の譲渡に係る対価の額をその農林水産物の種類、品質、等級その他の区分ごとに平均した価格をもって算出した金額を基礎として精算すること



- 卸売市場※2を通じた生鮮食料品等の委託販売の場合（中央・地方卸売市場とそれらに準ずる市場に限る）についても、インボイスの交付義務が免除され、購入事業者は卸売市場等の発行する一定の書類の保存で、仕入税額控除が可能となります。（卸売市場特例）

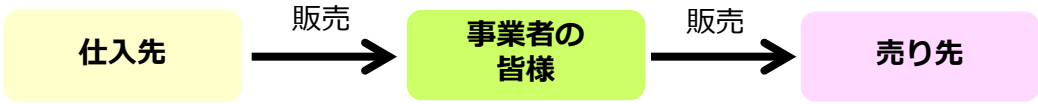
※1 一般的に、共選や端物合わせと呼ばれる取引については、協同組合特例の対象になると考えられます。

※2 本特例の対象となる卸売市場とは、①中央卸売市場、②地方卸売市場、③①及び②に準ずる卸売市場として農林水産大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たす卸売市場のうち農林水産大臣の確認を受けた卸売市場とされています。

2 乾しいたけの市場は、③の基準を満たしていないことから、卸売市場特例の対象とはなりません。

○ 消費税インボイス制度への対応

特用林産物の生産・流通等の事業者の皆様は、次のような対応や検討が必要になります。



課税事業者の場合

(基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者等。消費税の納税義務があります。)

<売り先との関係>

- ① インボイス発行事業者となるためには、**税務署長の登録を受ける必要**があります。
- ② インボイスとして売り先に発行する請求書等に、登録番号、適用税率（８％、１０％）、消費税額等を記載する必要があります。
- ③ **売り先の求めに応じて、インボイスを発行し、発行したインボイスの写しを保存する必要**があります。

<仕入先との関係>

- ④ **仕入先がインボイス発行事業者であるか確認する必要**があります。
- ⑤ 仕入税額控除を適用するためには、原則として、仕入先からインボイスを発行してもらい、保存しておく必要があります。
- ⑥ 仕入先が免税事業者の場合は、インボイスを発行してもらえないため、仕入税額控除ができなくなることによる影響（※１・２）を踏まえて、**仕入先や売り先と価格面を含め適正な取引条件等を話し合っておいて下さい**。その際、**一方的な取引価格の引下げや取引の打切りは、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となるおそれ**があります。また、消費税の性質上、免税事業者であっても自らの仕入れや諸経費に係る消費税を負担しているので、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれる必要があります。

- ※ １ 仕入先が免税事業者等のインボイス発行事業者でない場合であっても、**令和13年9月30日までは、一定割合の仕入税額控除ができる経過措置**が設けられています（P２）。
- ※ ２ 基準期間における課税売上高が１億円以下である事業者は、**令和11年9月30日までは、税込１万円未満の課税仕入れについて、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除ができる経過措置**が設けられています（P２）。

簡易課税制度を選択する事業者の場合

(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者が選択できます。売上税額から消費税の納税額を計算します。)

<売り先との関係>

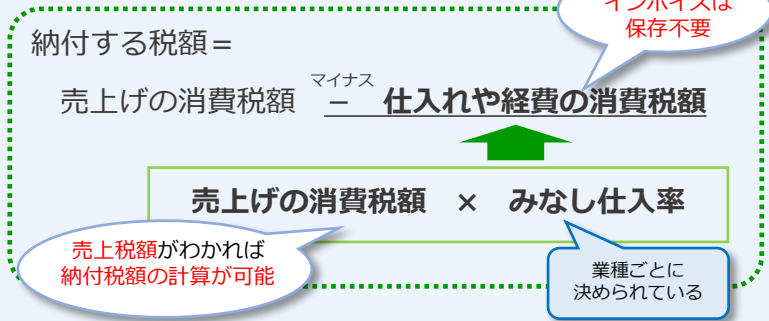
課税事業者の場合の①～③と同じ

<仕入先との関係>

特段の対応の必要はありません。

※ 売上税額と「みなし仕入率」によって消費税の納税額を計算するため、**仕入先からインボイスを発行してもらう必要がありません**。

簡易課税制度を選択した場合の計算方法



事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業（飲食料品）	80%
第三種	製造業、農林漁業（飲食料品除く）等	70%
第四種	その他事業（飲食店業等）	60%
第五種	サービス業等	50%
第六種	不動産業	40%

消費税の申告に際して、**仕入れや経費の消費税額の実額計算、インボイスの保存が不要**となり、**事務負担の軽減**を図ることができます！

(注) 簡易課税制度の適用には、事前の届出書の提出と、基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です。

<売り先との関係>

① インボイスを発行できません。

○ 出荷先(取引先)別の免税事業者のインボイス制度への対応をまとめたので、ご覧ください。



② 売り先が消費者、免税事業者、簡易課税制度を選択する事業者である場合、農協、森林組合等への委託販売を行う場合(組合員が無条件委託方式かつ共同計算方式により販売委託するものに限り)、卸売市場を通じた生鮮食料品等の委託販売を行う場合(中央・地方卸売市場とそれらに準ずる市場に限り)は、インボイスの発行を求められないため、これまでの取引と何ら変わりません。

③ 売り先が簡易課税制度を選択していない課税事業者である場合は、売り先が仕入税額控除をできなくなるため※1・2、**売り先と価格面を含め適正な取引条件等を話し合っておいて下さい**。なお、今後の経営発展等を考えて、**課税事業者(簡易課税制度を選択する事業者を含む)へ転換することも選択肢の一つ**として考えられます。※3・4

※1 令和13年9月30日までは、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等に基づき、一定割合の仕入税額控除ができる経過措置が設けられています(P2)。

※2 売り先が基準期間における課税売上高1億円以下の事業者である場合、令和11年9月30日までは、**税込1万円未満の少額な取引について、インボイスの保存がなくても仕入税額控除ができる経過措置**が設けられているため、これまでの取引と変わりません(P2)。

※3 **インボイス発行事業者の登録を受けるかどうか(課税事業者等へ転換するかどうか)は事業者の任意です**。

※4 インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者となる場合、令和8年9月30日を含む課税期間までは、**納税額を売上税額の2割に軽減する経過措置(2割特例)**、**個人事業者の令和9年分及び令和10年分申告については、納税額を売上税額の3割に軽減する経過措置(3割特例)**が設けられています。2割(3割)特例は確定申告時に選択することができ、当該事業者が簡易課税制度を選択していたとしても、確定申告時に2割(3割)特例を選択することができます(P2)。



<仕入先との関係>

特段の対応の必要はありません。

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方

仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討する場合に、**一方的な取引価格の引下げや取引の打ち切りなど、独占禁止法上の問題(優越的地位の濫用)等とならないように注意する必要があります**。

公正取引委員会
サイト



関係省庁連名で、「**免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A**」(財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省)が公表されていますので、制度への理解を深め、必要な対応をご検討いただく際に参考としてください。

○ インボイス制度に関するお問合せ

農林水産省(林野庁)の相談窓口

インボイス制度に関する相談ダイヤル(林業・木材産業関係)

林野庁企画課 **03-3502-8111**(内線**6064**)【受付時間】9:30~17:00(土日祝除く)

メールアドレス syouhizei_rinya@maff.go.jp

林野庁サイト



国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

制度の概要、各種リーフレット等、インボイス制度について解説した動画(国税庁動画チャンネル)、インボイス制度に関するQ&A、インボイス制度に関わる各省庁等の相談窓口一覧などを掲載しています。

このサイトからインボイス発行事業者になるための登録申請もできます。

国税庁特設サイト



インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています

【専用ダイヤル】**0120-205-553**【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

令和8年8月版